

## 12. クレーンの支持杭施工記録 (戸東安第 80 - 16 号)

- 1) 基礎に作用する力に対して、当該基礎が十分な強度を有する設計となっていることを強度計算により確認すること。
- 2) 基礎杭の配置の施工計画において、基礎杭に打設するセメントミルクが設計上の強度を確保できる水セメント比となっていることを確認すること。
- 3) セメントミルクの配合及び基礎杭の施工計画どおりに実施すること。

### 【施工管理上の記録事項】

支持杭の施工年月日

支持杭の掘削深さ (計画深さと実施深さ)

支持杭の長さ (計画長さと実施長さ)

セメントミルクの注入量及びその配合比 (計画量と実施量)

### 【東京支店ルール】

クレーン支持杭、架台の計画は必ず技術部の審査を受ける。

支持杭の最後 1メートルは沈下量を確認しながら打撃挿入する。

溶接は、アーク溶接等の業務に係る特別教育を受けた作業員に限定する。

溶接部の断面、溶接長、のど厚 検査を行う。

支持杭の沈下量を計測し、動きがないことを把握しておく。(1回/1週間 以上)

各種記録は保存する。

## 13. 稼働する建物の敷地内掘削時の遵守事項 (戸東安第 82 - 11 号)

東京支店では、稼働する工場、学校、病院等の敷地内での杭工事、掘削工事においては、必ず四周を試掘することを義務付ける。

## 14. 年少者の年齢を証明する書類の整備 (戸東安第 86 - 44 号)

親(保護者)の「就労承認書」

「住民票記載事項証明書」の写し(住民票記載事項証明書で良い)を備え付け徹底すること。

## 15 . 異常気象後の作業開始前点検 (戸東安第 83 - 32 号)

強風 ( 10 分間の平均風速 10m/秒 )

足場	【安衛則第 567 条】	
作業構台	【安衛則第 575 条の 8】	
定置式クレーン	【ク則第 37 条】	1
エレベーター	【ク則第 156 条】	2
建設用リフト	【ク則第 194 条】	2
ゴンドラ	【ゴ則第 22 条】	

大雨 ( 1 回の降雨量が 50mm 以上 )

土止め支保工	【安衛則第 373 条】	
明り掘削	【安衛則第 358 条】	
足場	【安衛則第 567 条】	
作業構台	【安衛則第 575 条の 8】	
ゴンドラ	【ゴ則第 22 条】	

地震 ( 中振 4 以上 )

止め支保工	【安衛則第 373 条】	
明り掘削	【安衛則第 358 条】	
足場	【安衛則第 567 ・ 368 条】	
作業構台	【安衛則第 575 条の 8】	
定置式クレーン	【ク則第 37 条】	
エレベーター	【ク則第 156 条】	
建設用リフト	【ク則第 194 条】	
竣工間際の電気・給排水・空調・昇降機設備		

1 : 今回、暴風 ( 瞬間風速 30m/秒 ) の措置を適用

2 : 今回、暴風 ( 瞬間風速 30m/秒 ) の措置を適用、屋外設置の場合のみ